

## 「平成22年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に 関する意見募集結果について

平成22年3月24日  
茨城県保健福祉部生活衛生課  
食の安全対策室

県では、平成22年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関して、平成22年2月25日(木)から平成22年3月10日(水)まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては取りまとめの都合上、趣旨を要約のうえ、類似の内容を集約させていただいております。また、本計画の内容と直接関係がないと考えられる意見につきましては除外させていただきましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも県の食品衛生行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 実施状況

#### (1) 募集内容

「平成22年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関するご意見

#### (2) 募集期間

平成22年2月25日(木)から平成22年3月10日(水)まで

#### (3) 公表資料

- ①「平成22年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」
- ②「平成22年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)の概要」
- ③参考資料(用語集)

#### (4) 資料入手方法

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」

(URL: <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>)

#### (5) 提出方法

電子メール, ファクシミリ, 郵送

#### (6) 結果の公表

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」にて公表

#### (7) ご意見の提出状況

- ①意見提出数 3件
- ②意見等の数 8件

2. ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

区分	ご意見の概要	県の考え方
1 趣旨	特になし	
2 監視指導計画の基本的事項	<p>・茨城県食の安全・安心推進条例及びJAS法が加わり、食の安全・安心関連の管轄法令が充実し、適正表示の検討やリスクミの開催など、各機関との連携がさらに強化されることを期待します。</p> <p>・厚生労働省、消費者庁及び都道府県との緊密な連携の下、情報の共有化を図るとの記載があるが、具体的な内容や時期について明示がない。日常的に実施するとの理解でよいか。</p> <p>・輸入食品に関する当該計画が端的に解るように、輸入食品の項目を立て、簡潔な説明をしていただければ、消費者等により良い理解が得られるものと考えます。</p>	<p>・生産から消費に至るきめ細やかな食の安全・安心対策を推進するとともに、国や他自治体等関係機関との連携を一層強化してまいります。</p> <p>・平時から、情報の共有化や緊密な連携を実施してまいります。</p> <p>・理解しやすい説明に心がけ、食品の試験検査結果については、説明を加えたうえで、随時情報提供してまいります。</p>
3 立入検査	特になし	
4 食品等の試験検査	特になし	
5 重点監視指導項目	特になし	
6 食品表示の適正化の推進	<p>・指導計画の一つの柱として、食品表示の適正化の推進が掲げられたことについて、その取組が計画通りに推進されることを大いに期待する。</p>	<p>・食品衛生法及びJAS法に基づく表示に関する一元的な指導や、事業者の取組みへの支援を通じて、食品表示の適正化を推進してまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示に関する学習会等への講師の派遣などの協力をお願いしたい。</li> <li>・食品表示監視の運用や消費者庁との具体的な連携について、どのような運用を構築するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要請に応じて、講師の派遣等様々な協力をしてまいります。</li> <li>・計画的な食品表示監視業務や食品表示ダイヤル 110 番に寄せられた疑義情報に基づく監視指導を行うなど、総合的な食品表示監視指導を実施します。また、食品表示関係法令等を所管する消費者庁と連携し、食品表示の適正化を推進してまいります。</li> </ul>
7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬問題やBSE問題など、積極的なリスクコミュニケーションの推進を期待する。</li> <li>・意見の募集期間が14日程度しかないので、十分な期間をとるよう要望する。広く県民からの意見を取り入れられるよう、ご配慮願いたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者団体や関係機関と協力のうえ、消費者の関心事等も踏まえ、リスクコミュニケーションを推進してまいります。</li> <li>・意見募集につきましては、十分な期間が確保されるよう、配慮してまいります。</li> </ul>
8 一斉取締り	特になし	
9 違反を発見した場合の対応	特になし	
10 食中毒等健康被害発生時の対応	特になし	
11 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導	特になし	
12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	特になし	